様式第6号（第14条関係）

会　議　録

会　議　名		第4回 粕屋町福祉総合計画策定協議会
開　催　日　時		令和8年9月3日（木） 午前・午後　7時　00分から 午前・午後　8時　15分まで
開　催　場　所		粕屋町役場　大会議室
出席者氏名	委　員	萩沢友一、伴英明、白水比呂志、小西一美、久保田伸児、山田由紀、中山恵美子、金子政彦、長谷川剛、箭内味佳、萬田郁子、徳重義和、西島聡子、髙岡よしみ、阿部美也子、吉田純一、安河内達
	職員・職氏名	住民福祉部長 古賀、福祉課長 渋田、高齢者支援課長 筒井、 くらし応援係 久保田主幹、岩﨑主幹、吉田 地域包括支援係 田中主幹 障がい支援係 安河内係長、宮崎、中村 介護保険係 小西係長、真子 シニア応援係 竹之内係長、立石 地域共創課人権推進係 吉永主幹 粕屋町社会福祉協議会 三留係長
欠席委員（者）氏名		中村幹夫、案浦恵美子、小野友紀
会議の公開・非公開		■　公開　　□　一部非公開　　□　全部非公開
会議を公開しない理由		
傍聴人の数		0名
会議資料の名称		粕屋町福祉総合計画素案

審議会等の内容

【次第】

1. 開会
2. 報告及び質疑、意見交換
   ・粕屋町福祉総合計画素案について
3. 事務連絡
4. 閉会

【質疑・意見】

○第1章「計画策定の背景」（資料2～4ページ）に「本町においても今後は老年人口の割合が増加することが見込まれており」との記述があるが、将来人口推計では令和22年（2040年）時点でも本町の高齢化率は23～24%程度にとどまり、比較的低い水準である。この計画は分野横断的な施策を実施するものであり、高齢者を軽視する意図はないが、老年人口の増加を強調する記述は削除するか、表現を見直した方がよいのではないか。あわせて、101ページ付近の半角・全角数字の表記など、記載全体の見直しをお願いしたい。

→ご指摘を踏まえ、記載内容を確認のうえ見直しを検討する。

○56ページ以降、各施策の取組を「住民が取り組むこと」「地域・団体が取り組む

こと」「行政・社会福祉協議会が取り組むこと」に区分する形式になっているが、これは法定の様式によるものか。内容を見ると、法令や運営基準ですでに義務とされている事項（労働法改正に伴う仕事と介護の両立支援、高齢者・障がい者虐待や児童虐待の通報義務、医療・介護連携等）まで、あえて団体に求めるかのような書きぶりになっており違和感がある。こうした内容は、計画を実行段階に移す際に、住民や関係団体へのヒアリング等を通じて協力を呼びかける形の方が適切ではないか。
→この区分に特段定まった様式はなく、今回、町として作成したものである。ご指摘の点は理解できるため、持ち帰って検討したい。

〇社会福祉協議会は、地域福祉活動計画がこの計画に組み込まれているためにここに登場していると思うが、本来は民間の活動を支援する民間団体である。行政と一体で記載するのであれば、社会福祉協議会の記載を分けて整理した方がよいのではないか。また、89 ページ付近の令和 10 年度開始見込みの日常生活自立支援事業（県受託）に関する記載が、社会福祉協議会との連携に限定するかのような書きぶりになっている点も気になる。

〇社会福祉協議会は民間団体である。ただし、地域福祉活動計画・地域福祉計画については行政と一緒に作成するという枠組みが国から示されており、その中で社会福祉協議会の実践的な取組を計画に明示している。地域福祉活動計画は本来、住民参加の理念に基づく民間計画であり、住民の活動を中心に、社会福祉協議会がどのように支援するかを記載する性格のものである。今後、住民活動を中心とした記載となるよう努めてほしい。
→日常生活自立支援事業（県受託分）については、県社会福祉協議会に設置義務があること、資力の乏しい方への支援のあり方が国段階でまだ検討中であることから、行政と社会福祉協議会が今後検討する事項として記載したものである。

〇社会福祉協議会の位置付けそのものを問うているのではなく、計画上の表現が社会福祉協議会に限定されているように見える点に違和感がある。行政と社会福祉協議会の取組を中心に整理した方がすっきりするのではないか。

〇98 ページ付近の「民間福祉事業所」といった表記が、51～52 ページ付近の基本理念・基本目標で用いられている「住民・地域団体・関係機関・行政」といった表記と混在しており、民間事業者を一括りに区分するような印象を与える。福祉総合計画は分野横断的なつながりを掲げているにもかかわらず、内容が主体ごとに縦割りに分断されているように読める。表記の統一と整理をお願いしたい。あわせて、計画を町民に公開する際には、全文を読む町民は多くないと考えられるため、リーフレットまたはレジュメ形式の概要版を作成してはどうか。
→「民間福祉事業所」等の表記については、ご指摘の趣旨を理解しており、持ち帰って検討する。概要版については作成を予定しており、公表する方向である。

〇「障がいのある人」「障がいのある方」、「認知症の人」「認知症の方」の表記が計画全体で混在しているため、いずれかに統一した方がよい。また、82 ページ付近の「雇用の場の確保が現状の課題」との記述について、一般就労を指すのか障がい福祉サービスを指すのか確認したい。一般就労を指すのであれば、法定雇用率の引き上げにより求人数自体は増加している実情があるため、雇用の場の確保よりも、本

人とのマッチングや長期就労継続のための支援の充実を重視した方がよいのではないか。

〇88 ページ付近の「社会福祉協議会と連携し、日常生活自立支援事業等を通じた金銭管理や契約に関する相談支援を行います」との記載について、同事業は利用開始までに時間を要すること、携帯電話等での見えない支出の管理には対応できないこと、本人が結んだ契約に対する法的強制力に限界があることなどから、必ずしも使い勝手がよいとは言えない面がある。この記載でよいか確認したい。
→相談自体をお断りしているわけではないが、事業の利用に至らない背景には、契約能力がない方からのご相談であったり、本人が訪問を拒否されたりするケースが多いことがある。社会福祉協議会としては、日常生活自立支援事業を重要な権利擁護事業と考えており、表記自体は検討するが、支援をお断りする意図はない。

〇社会福祉協議会は民生委員・福祉委員との連携や座談会など様々な取組を行っていると思うが、今回の計画の孤独・孤立やケアラー支援の項目に、社会福祉協議会の具体的な取組が挙げられていないのはなぜか。制度につながりにくく、自ら助けを求めにくい孤独・孤立状態の人やケアラーを早期に発見し、相談支援につなげるためには、社会福祉協議会の既存の仕組みを包括的支援体制の中に具体的に位置付ける必要があるのではないか。
→今回の計画は分野横断的な構成であり、社会福祉協議会の事業は多岐にわたるため、掲載内容は抜粋となっている。孤独・孤立支援に取り組んでいないわけではなく、頼り合い事業や独居高齢者の見守り事業等を通じて対応しており、見守り対象者からの情報を受けて職員が訪問した事例もある。これらの取組を計画に掲載するかどうかは、今後検討する。

〇本町は高齢化率が低く若い世代が多いという特徴があるが、他の自治体との違いや町独自の強み、若い世代が多いからこそ重点的に進める取組を、もう少し明確にできないか。
→町の客観的な状況だけでなく、住民同士のつながりが実際にどのような状態にあるかを把握する必要があると考えている。そのため、住民のつながりの実態を調査・分析し、その結果に応じた対策を講じるという趣旨で「住民のつながりの実態把握と交流施策の展開」として記載している。

〇若い世代を含め、町政や福祉への関心が全体的に低下していると感じており、地域や福祉への関心を高める取組を重点的に実施する必要があるのではないか。また、法定計画である３年計画には中間見直しの仕組みがあるが、６年計画についても、少なくとも年１回程度は成果を検証・評価し、その結果を協議会でも議論する仕組みを明記できないか。
→単年度での評価を行うかどうか、協議会委員も含めて実施するかどうかは、現在検討中である。担当者による単年度評価を行い、現状を確認することは考えているが、協議会の場で評価するところまでは、現時点で決めていない。

〇協議会の設置要綱には、計画の策定だけでなく評価・進捗管理に関する事項も含まれている。作成して終わりではなく、協議会として進捗管理を行っていく必要があるのではないか。
→設置要綱を改めて確認し、検討する。

○96 ページ付近の福祉避難所の受入体制の整備について、どのように展開していく予定か。また、98 ページ付近の「平時からの災害福祉支援体制の整備」にある災害福祉支援チーム（ＤＷＡＴ）の位置づけによる防災分野との連携について、福祉避難所や避難所の設置はいずれも市町村が主体となって行うものと理解しているが、記載の趣旨を説明してほしい。
→防災担当課の職員が本日出席していないため、詳細な回答には限界があるが、近年の災害想定の見直しにより地震発生時の避難者数が大幅に増加する見込みとなったことを受け、町の地域防災計画を大幅に見直しているところである。福祉避難所については、地域防災計画の見直しと連携しながら、今後の受入体制のあり方を検討している。ＤＷＡＴに関する記載については、確認したうえで、後日委員に報告する。

以上